

日本水・蒸気性質協会 規約

2020 年 2 月 25 日 運営委員会承認

2020 年 3 月 27 日 一部改正 運営委員会承認

2020 年 4 月 1 日 本会成立

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、日本水・蒸気性質協会（The Japan Association for the Properties of Water and Steam）と称する。以下、本会と略す。

(所在地)

第 2 条 本会は、主たる事務局を次の地に置く。

神奈川県横浜市港北区日吉 3-14-1

慶應義塾大学 理工学部 機械工学科

泰岡顕治教授 研究室内

2. 本会は、業務の円滑な遂行のため、必要に応じて分局を設置することができる。
3. 分局の設置、廃止及び所在地については、運営委員会の決議により定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 水と蒸気の性質に関する科学・技術分野（以後、「本会が対象とする分野」という）を専門とする会員及び国内外の関連分野の研究者・技術者による研究発表と意見交換を促進することを目的とする。
- (2) 本会は、学界と産業界の第一線の研究者等からの発意に基づくボトムアップを目指し、緊密な連携のもとに基礎研究、応用研究及び開発研究に関する自由でインフォーマルな研究発表、情報交換を行うことを目的とする。
- (3) 本会は、水と蒸気の物性に関する国際組織である国際水・蒸気性質協会（The International Association for the Properties of Water and Steam, 以下 IAPWS と略す）の日本国内委員会を兼ねる。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び意見交換会の開催
- (2) 見学会、講習会、研修会などの開催
- (3) IAPWS からの依頼事項等への対応及び IAPWS への提言など

- (4) IAPWS の主催する年会及び国際会議への委員派遣
- (5) 調査研究、資料・情報などの収集ならびに作成
- (6) 本会が対象とする分野の科学者・技術者の人材育成
- (7) 本会が対象とする分野の国内外への普及・啓蒙・広報
- (8) 国内外の関係組織・団体などとの協力及び連携
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。ただし、初年度の始期は本会成立の日とする。

(規約変更)

第 6 条 この規約を変更するには、全体会議の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 3 章 会員

(会員)

第 7 条 本会の会員は、水と蒸気の性質に関する科学・技術を専門とする学識経験者若しくは産業界の技術者若しくは研究者又はそれらの者が属する法人のいずれかでなければならない。

(会員の種類)

第 8 条 会員は個人会員及び法人会員の 2 種類とする。

(個人会員)

第 9 条 個人会員は、本会が対象とする分野を専門とし、本会の目的に賛同する個人で、全体会議が承認した者とする。

(法人会員)

第 10 条 法人会員は、本会の目的に賛同する会社や組織体などの法人で、全体会議の承認を経て入会する。

(会員資格の取得)

第 11 条 本会に入会するには、規約第 3 条に掲げる目的に賛同し、全体会議の出席者全員の同意を得なければならない。本会に新たに入会するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入したものを運営委員会に提出することにより入会を申し込むものとする。

(会員資格の期限)

第 12 条 会員資格の期限は、2 年間とする。更新は可能とする。会員資格の更新については、過去 2 年間の活動状況等を考慮のうえ、運営委員会と会員との間の個別の協議にて定めるものとする。

(経費の負担)

第13条 法人会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、別に定める会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第14条 会員は、会長に対して1ヶ月以上前に通知を行うことにより、退会することができる。本会より退会するものは、所定事項を記入した退会届を運営委員会に提出の上、退会を申し出るものとする。

(個人会員資格の喪失)

第15条 個人会員は、当該会員が死亡したときには、会員資格を喪失する。

(法人会員資格の喪失)

第16条 法人会員は、当該法人が解散したときには、会員資格を喪失する。

(法定脱退)

第17条 会員は、次の場合には、本会を脱退することができる。

- (1) 会員が第7条に定める資格を失ったとき
- (2) 会員が破産手続きの開始決定を受けたとき
- (3) 会員が後見開始の審判を受けたとき

(除名)

第18条 会員が次の各号の一に該当するときには、全体会議の出席者全員の同意によって除名することができる。ただし、除名の審議対象となる会員は採決に加わらないものとする。

1. 本会の規約またはその他の規則に違反する行為があったとき。
2. 本会の事業を妨害し、または本会の名誉を損なう行為があったと認められるとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 役員

(役員の設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 運営委員 15名以内（会長、副会長を含む）
- (2) 監事 2名以内
4. 運営委員のうち1名を会長とする。
5. 会長を除く運営委員のうち数名を副会長とし、会長を補佐して会務を行う。
6. 会長を除く運営委員のうち2名以内を庶務幹事とし、会長を補佐して、会員、人事、文書、その他庶務に関する事項をつかさどる。
7. 会長を除く運営委員のうち2名以内を会計幹事とし、会長を補佐して、予算・決算、金銭物品の出納保管、長期財政の検討、その他財務に関する事項をつかさどる。
8. 運営委員のうち、各分科会につき1名を分科会主査とし、分科会の運営をつかさどる。

(役員を選任)

第 20 条 会長は全体会議の決議により選任する。監事は全体会議の決議により選任する。運営委員は会長が推薦し、全体会議の決議により選任する。副会長、庶務幹事、会計幹事、分科会主査は、運営委員会の決議により選任する。

2. 役員に欠員を生じたときは、速やかに全体会議の決議により後任者を選任する。

(役員任期)

第 21 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても後任者の就任までその職務を行う。

(役員職務及び権限)

第 22 条 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を処理する。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統轄し、運営委員会及び全体会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐する。会長が欠けた場合または会長が職務の執行に支障があると運営委員会が判断した場合においては、副会長のうち 1 名を運営委員会が会長代理として選任し、会長代理が会長の任期において会長の職務を代行する。
- (3) 庶務幹事、会計幹事は、会長の指示により会務を遂行する。職務の分担の詳細は運営委員会で定める。
- (4) 役員は、業務執行者とし、運営委員会の決定により本会の業務を執行する。業務執行者は、本会の業務の執行に際し、善管注意義務及び忠実義務を遵守するものとする。

第 5 章 組織

(組織の構成)

第 23 条 本会は、全体会議、運営委員会、幹事会及び分科会で構成する。

(全体会議)

第 24 条 全体会議は、全委員を以って構成する協会の最高意思決定機関であり、運営委員会より提案のあった案件(研究活動の方針と計画等)の他、会員の除名、役員を選解任、予算、決算及び会費、第 29 条に定める事項並びに本規約の改定について審議し、決定する。また、全体会議は、会員並びに水と蒸気の性質に関する分野の国内外の研究者及び技術者による研究発表及び意見交換の場として、随時開催する。

(運営委員会)

第 25 条 運営委員会は、規約第 20 条に定められた運営委員により構成する。運営委員会は、会長の指示に基づき、協会の運営と全体会議へ提案する規約第 24 条に定める案件について、企画・立案及び調整等を行うものとし、必要に応じて開催する。運営委員会は、会長、副会長及び幹事の他、諮問機関としての研究会主査及び委員若干名で構成する。その構成員を運営委員という。

運営委員会は、全体会議へ提案する案件の決定の他、本会の運営に関する事項の決定を行うものとする。運営委員会の手続きはその決定により別に定めるものとする。

(幹事会)

第 26 条 幹事会は、会長、副会長、庶務幹事及び会計幹事で構成する。必要に応じて、若干名の会員を適宜加えることができる。委員会を円滑かつ活発に運営するため、会長の指示に基づき適宜開催する。

(分科会)

第 27 条 分科会は、委員会の管掌する特定の専門分野における研究・技術開発等についての研究発表と討論の場とし随時開催する。なお、分科会は会員若干名のほかに、必要に応じて会員以外の当該分野の専門家を加えて構成することができる。

(顧問)

第 28 条 本会は、必要に応じ、学識経験者に顧問を依頼し、会務全般について助言を得ることができる。

(IAPWS 国内委員会)

第 29 条 本会は、IAPWS の日本国内委員会を兼ね、IAPWS 委員への推薦は全体会議において決定する。IAPWS 年会への IAPWS 委員の派遣は、全体会議において決定し、旅費等の一部を本会の運営費より援助する。

第 6 章 全体会議

(全体会議の招集)

第 30 条 全体会議は随時会長がこれを招集する。招集は、全体会議の日時及び場所並びに全体会議の目的事項を定めて、当該日時の 2 週間前までに行うものとする。

2. 全体会議の目的を定めて会員の 3 分の 1 以上から全体会議招集の請求があったときは、会長は請求のあったときから 1 ヶ月以内に全体会議を招集しなければならない。

(全体会議の議長)

第 31 条 全体会議の議長は会長がこれにあたる。

(全体会議の定足数及び議決)

第 32 条 全体会議は会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会員は別の会員を代理人として出席させ議決権を行使することができる。

2. 議事は特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決する。

(全体会議の議決権)

第 33 条 各会員は、それぞれ 1 個の議決権を有する。

(全体会議の議事録)

第 34 条 全体会議の議長は、全体会議の経過の要領及び出席者を記載した議事録を作成し、次回全体会議にて承認又は修正内容の確認及び承認を得なければならない。議事録は、本会の事務局に 5 年間据え置かれるものとし、会員の閲覧及び謄写に供される。

第 7 章 資産と会計

(資産)

第 35 条 本会の資産は次の通りとする。

1. 会費、2. 事業に伴う収入、3. その他の収入。

(会費)

第 36 条 本会の会費は、各法人会員の事情に応じて、法人会員と運営委員会との合意によって個別に定めるものとする。

(財務)

第 37 条 本会の活動に必要な資金については、会計幹事が適正に管理を行う。

(検査)

第 38 条 各会員は、いつでも本会の業務及び財産の状況を検査することができる。

(収支予算)

第 39 条 会計幹事は会長と共同して、次会計年度の収支予算書を作成し、毎事業年度の開始の前日までに全体会議の出席者全員の承認を得なければならない。これを更正する場合も、同様とする。収支予算書は、全会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 40 条 会計幹事は会長と共同して、毎会計年度の決算報告書を作成し、監事の監査を受け、運営委員会の承認を経て、毎会計年度終了後 3 カ月以内に全体会議の出席全員の承認を得なければならない。

(損益の負担)

第 41 条 本会の損益の負担割合は各会員の会費額に応じるものとする。余剰金の分配は行わないものとする。

附 則

- 1 この規約は、2020 年 6 月 1 日に制定し、2020 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、2025 年 10 月 10 日に改正し、2025 年 10 月 14 日から適用する。